

ぞん
ご存じですか？

しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう 障害者虐待防止法

この法律は、障害のある人の権利利益を守るための法律です。
障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとってその虐待を防止することは極めて重要です。

この法律では、障害のある人に対する虐待の禁止、その予防及び早期発見などについて国・地方公共団体などの責務と役割、虐待を受けた障害のある人の保護や支援等について定められています。

また、障害者への虐待を発見した人には、市町村や県への通報が義務付けられています。

ほうりつ
どんな法律？

しょうがいしゃ
“障害者”
とは

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法に規定される障害者と定義して

います。

障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）

その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定し、障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

しょうがいしゃぎゃくたい
“障害者虐待”
とは

障害者虐待防止法では、障害者虐待を次のように3つに分類しています。

①養護者による障害者虐待
身近の世話や身体介助・金銭の管理などを行っている、障害のある人の家族・親族・同居人等からの虐待です。

また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などからの虐待も該当する場合があります。

②障害者福祉施設従事者等障害者虐待
障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所等」の従事者等による虐待です。

③使用者による障害者虐待
障害者を雇用する事業主や事業の経営担当者による虐待、また、他の労働者による障害者虐待を放置することも該当します。

あんしん
安心して
ご相談いただく
ために

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受けた市町村等の職員は、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務が課されています。

通報者や届出者の個人情報他へ漏れることはありません。

また、障害者虐待の通報等を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこととされています。



しょうがい ひと 障害のある人を ぎゃくたい まも 虐待から守るために

～知っていますか？ 障害者虐待防止法～

虐待を受けていても何も言えず苦しんでいる障害のある人がいます。
もしかしたら私たちも、気づかないうちに虐待をしたり、見過ごしたりしているかもしれません。
虐待によっておびやかされる障害のある人の権利を守るために、「障害者虐待防止法」（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が、平成24年10月1日に施行されました。
障害者虐待を身近な問題としてとらえ、正しい知識を身につけることが虐待の防止につながります。



もしかしたら
しょうがいしゃ ぎゃくたい
障害者虐待かな…

しょうがいしゃぎゃくたい
障害者虐待について
そう だん
相談したい…

こんなときは

す し ちょうそん し ちょうそん しょうがいしゃぎゃくたいぼう し
お住まいの市町村にある「市町村障害者虐待防止センター」
な ら けん しょうがいしゃけん り よう ご れんらく
または「奈良県障害者権利擁護センター」へご連絡ください。

■
が、お住まいの地域にある
「障害者虐待防止センター」です。

■奈良県障害者権利擁護センター（奈良県障害福祉課内）
電話：[平日日中（年末年始のぞく）午前8時30分～午後5時15分]
0742-27-8516（専用回線）
※お急ぎの場合は、上記時間以外でも
0742-22-1001（県庁夜間休日代表電話）にご連絡ください。
FAX：0742-22-1814（奈良県障害福祉課）
メールアドレス：syogai@office.pref.nara.lg.jp（奈良県障害福祉課）

ストップ!



この行為は
しょうがいしゃぎゃくたい
“障害者虐待”です!

1 身体的虐待

しんたいてきぎゃくたい

ぼうりよく たいばつ からだ きず いた あた
暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。
しんたい しば か じょう どうやく しんたい うご よくせい
身体を縛りつけたり、過剰な投擲によって身体の動きを抑制すること。

たとえば

- ・なぐる ・蹴る ・たたく ・壁に叩きつける
- ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- ・やけどさせる ・打撲させる ・医療的必要性に
もと どうやく うご よくせい
基づかない投擲で動きを抑制する など



2 性的虐待

せいてきぎゃくたい

ほんにん どうい せいてき こうい きょうよう
本人が同意していない性的な行為やその強要。
ひょうめんじょう どうい みほんしん
(表面上は同意しているように見えても、本心からの
どうい みきわ ひつよう
同意かどうかを見極める必要がある)。

たとえば

- ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする
- ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を言う、言わせる
- ・わいせつな映像を見せる など



3 心理的虐待

しんりてきぎゃくたい

おど ぶじょく ことば たいど むし いや
脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって
せいしんてき くつう あた
精神的に苦痛を与えること。

たとえば

- ・「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る
- ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない
- ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする
- ・わざと無視する など



しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう
「障害者虐待防止法」では、
こうい しょうがいしゃぎゃくたい
このような行為を障害者虐待としています。

しょうがいしゃぎゃくたい ぎゃくたい ひと にんしき と
障害者虐待は、虐待している人の認識は問いません。
「そんなつもりはない」「しかたがない」それが虐待の始まりです。



4 放棄・放任 (ネグレクト)

ほうき ほうにん

しょくじ はいせつ にゅうよく せんたく しんぱん せわ かいじょ
食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、
ひつよう ふくし いりよう きょういく う
必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって
しょうがいしゃ せいかつかんきょう しんたい せいしんてきじょうたい あつか ふとう ほじ
障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと。

たとえば

- ・食事や水を与えない ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける
- ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・病院を受診させない
- ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する
- ・同居人による虐待を放置する など



5 経済的虐待

けいざいてきぎゃくたい

ほんにん どうい ざいさん ねんきん ちんぎん つか
本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり
かって うんよう ほんにん きぼう きんせん しょうりゆう せいげん
勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

たとえば

- ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない など



セルフネグレクト

じこ ほうにん いわれ と じこもる しえん きよひ
[自己による放任] と言われ、閉じこもる、支援を拒否するなど、
じぶん じんけんしんがい じょうたい い
自分で人権侵害をしている状態を言います。

セルフネグレクトは障害者虐待防止法に明確な規定はありませんが、
しえん ひつよう じょうたい か のうせい たか かんが
支援が必要な状態である可能性が高いと考えられます。

